

**鳥取県告示第 148 号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）